

# 管理監督者の判断基準

問 飲食業を営んでいます。

板長には献立や仕入先など調理に関する全



働者です。女将の月給は約25万円です。

先日、労務講習会があり、当社の板長や女将が管理監督者に当たるのでないかと思いました。管理監督者と判断する上で、どのように気に気づけて判断すればよいでしょうか。

答 「管理監督者となれば残業代を払う必要がない」という解釈の元で、このようなご質問が署へよせられますので、少し噛み砕いて説明します。

ご存知のとおり、管理監督者に対して、労働基準法第41条第2号の規定があり、この条文によつて、監督もしくは管理的地位にある者（管理監督者）は労働時間、休憩、休日に関する規定が適用されています。

般を任せています。板長の部下は3名います。板長の月給は約35万円です。一方、配膳などのフロア部分は女将にシフト管理などを任せています。女将の部下は10名おり、そのほとんどはパート労

働者です。女将の月給は約25万円です。

先日、労務講習会があり、当社の板長や女将が管理監督者に当たるのでないかと思いました。管理監督者と判断する上で、どのように気に気づけて判断すればよいでしょうか。

答 「管理監督者となれば残業代を払う必要がない」という解釈の元で、このようなご質問が署へよせられますので、少し噛み砕いて説明します。

ご存知のとおり、管理監督者に対して、労働基準法第41条第2号の規定があり、この条文によつて、監督もしくは管理的地位にある者（管理監督者）は労働時間、休憩、休日等に関する規定が適用されています。

次に管理監督者が適用除外となつている趣旨をもう一度確認しますと、「職制上の役職者のうち、労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にあるものに限つて管理監督者として法定場にある労働者」と「管理的立場にある労働者」と「管理監督者」は同一だと解釈している

ことです。

例えば女将が勤務時間の調整などの裁量を持つ部分は「管理的立場にある労働者」といえますが、常に多忙のため帰るに帰れない状態が続ければ裁量で勤務時間を調整しているとは言い難く、管理監督者の立場での自由度に

主として重要な判断基準として、次の3つが挙げられます。

1、職務内容（責任と権限の程度）

採用、解雇、人事考課、労働時間の管理などの権限があるか。

2、勤務様式（勤務時間の自由度）

遅刻、早退で負の評価など不利益な取り扱いをされていないか。

3、待遇（賃金等の待遇面での優遇度）

ご質問の方の板長や女将の勤務態様や待遇について詳細は分かりませんが、ご質問からは管理監督者と判断できる要素は乏しいようです。詳しくは「労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために」と題するパンフレットをご覧いただけ、管理監督者に該当するかよく検討していただけ、「名ばかり管理職」となつたばかりに、後日

## 多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における 管理監督者の具体的な判断要素について

昭和22年9月13日発基第17号・昭和63年3月14日基発第150号において示された管理監督者の「職務内容、責任と権限」「勤務態様」「賃金等の待遇」について、多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗の実態を踏まえ、店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素を具体的に整理

	管理監督者性を否定する重要な要素	管理監督者性を否定する補強要素
職務内容、責任と権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>①アルバイト・パート等の採用について責任と権限がない</li> <li>②アルバイト・パート等の解雇について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず</li> <li>③部下の人事考課について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず</li> <li>④勤務割表の作成、所定時間外労働の命令について責任と権限がない</li> </ul>	
勤務態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>①遅刻、早退等により減給の制裁、人事考課での負の評価など不利益な取扱いがされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①長時間労働を余儀なくされるなど、実際には労働時間に関する裁量がほとんどない</li> <li>②労働時間の規制を受ける部下と同様の勤務態様が労働時間の大半を占める</li> </ul>
賃金等の待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>①時間単価換算した場合にアルバイト・パート等の賃金額に満たない</li> <li>②時間単価換算した場合に最低賃金額に満たない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①役職手当等の優遇措置が割増賃金が支払われないことを考慮すると十分でなく労働者の保護に欠ける</li> <li>②年間の賃金総額が一般労働者と比べ同程度以下である</li> </ul>

他の要素を含め総合的に判断

※パンフレット「労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために」は、厚生労働省のホームページより入手できます。

bunya/roudoukijun/dl/  
kanri.pdf

事業主・労働者の皆さまへ

21疾病を新たに追加

労災補償の対象となる疾病的範囲を定めた**職業病リスト**を改訂しました

愛知労働局労災補償課

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」(以下「別表第1の2」と)と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省ではこの度、「職業病リスト」を改正し、21疾病を新たに追加しました。

(平成25年10月1日施行)

「別表第1の2」に追加された疾病

1. テレビン油にさらされる業務による皮膚疾患
2. ベリリウムにさらされる業務による肺がん
3. 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
4. ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

※ 上記以外に「厚生労働大臣告示」に17物質による症状・障害が追加されました。

詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載している報告書をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035viv.html>

厚生労働省 > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2013年7月 > 2013年7月3日(水)掲載  
>「労働基準法施行規則第35条専門検討会」報告書を公表